

戸沢ひろゆき議員の一般質問

12月1日から始まったあきる野市定例市議会において、3人の日本共産党市議団が行った一般質問の報告です。今回は戸沢ひろゆき市議が取り上げた質問の内容と市側の回答の要点です。



連絡先 558-9721

まちづくり条例などの進み具合は

地方分権の時代を迎え、これまで私たちが求めてきた自治基本条例をはじめ、まちづくり条例、市民参加条例、まちをきれいにする条例などについての進み具合を質問しました。

市当局は、自治基本条例は平成18年に市民検討委員会により報告書としてまとめたが条例制定にいたっていない。また、市は「市民と協働のまちづくりをすすめよう」をスローガンに掲げ、様々な施策を取り組んでおり、防災・安心地域委員会では、市と連携して災害に

強いまちづくりを検討している。まちづくり条例や市民参加条例は、条例制定の枠にとらわれずに、市民や町内会・自治会などから自然発生的な声が高まった段階で対応すると回答しました。

戸沢議員は、市民の意見を聞き、説明責任を果たすことが一番大事だと述べ、まちをきれいにする条例では最近、青梅市においてタバコ・犬の糞・ゴミのポイ捨てに対して罰則を科す禁止条例が制定されることを紹介し、条例をつくり、真の「行政力」を発揮するよう求めました。

旧秋川高校土地利用計画について

この計画については検討委員から、9月議会最終日に報告がされ、広報で意見が募集されました。しかし10月15日で意見を締め切るというやり方は形式的だと批判。また、どんな意見が寄せられたかを問いました。

市側は、今回いただいた意見の数(23通)から、15日間が形式的だとは考えていない。寄せられた意見はメタセコイヤの並木を保全を求める声、産業の立地を誘導するのではなく、教育・福祉施設の立地、運動場や公園

整備を求める声、過去の開発に対する現状に触れ、計画を再考を願うとした意見だったと回答しました。

戸沢議員は、福祉・教育施設が市民の声、市長が推す産業系の企業誘致の方が税収が上がるというが、企業があきる野市に支払う法人市民税のすべてを市民のために使えるわけではないと指摘。市長は回答出来ず、担当と打ち合わせ、市側は25%の税収入しか使えないと認めました。

任用制度の実施について

任用制度(市役職登用)が実施されるが、その基準は行政課題に対する論文の提出と理事者(市長)面接による評価だと聞いている。任用制度は積極的で良い面があると同時に、上意下達にしてしまう役職の人選がされる心配がある。市長・副市長・教育長は、なんでも言え、悩みなども上司に話せる職場づくりと、市民の奉仕者として気持ちよく職員が働く事ができる環境づくりに努力すべきとして、市長の任用制度に対する見解を問いました。

市側は、任用制度は昇任のための制度であり、職員個々の能力と業績、勤務成績を的確に反映したものにすることをのめると回答しました。

戸沢議員は、公務員の採用時に、国民が主人公と認め、

全体の奉仕者になることを誓う宣誓書を読み上げ、この誓いを果たすためにも、市民のために協力しあう職場づくりが大切だと訴えました。

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 日 氏名 ○○○○

日本共産党 jcp-akiruno.com/
あきる野市議団ニュース

153 2009・12・14 Tel・Fax 558-1134

日本共産党あきる野市議団は以上の見解を発表しました。
市民のみなさんの御意見を聞かせてください。

法律相談

12月17日(水)午後1時半~3時半 ルピア4階

予約が必要です。市議団までご連絡ください。